

(様式 1-3)

福島県(川内村)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	31	事業名	ミニライスセンター敷地造成事業(3区)		事業番号	◆(5)-43-4-1
交付団体		川内村	事業実施主体(直接/間接)		川内村(直接)	
総交付対象事業費		9,641(千円)	全体事業費		9,641(千円)	
帰還環境整備に関する目標						
原子力災害からの長期避難により農家の高齢化と農業の担い手不足が深刻化している中、積極的に営農を再開している集落営農組織の支援に向けたミニライスセンターを整備するための土地の造成工事を行う。						
事業概要						
●整備内容: ミニライスセンター敷地造成工事(3区) 9,641,160円 敷地面積1,661㎡ 整備場所 福島県双葉郡川内村大字上川内字中里地内						
●『第四次川内村総合計画』: P.14 Ⅲ第四次総合計画の体系 1.第四次総合計画の施策体系と主な課題・施策・事業 (1)農林水産業の振興 農業・畜産業 「・意欲ある農業者などへの土地集約化を図り、合理的な営農の確立のために農地の生産基盤を整備し、経営の共同化、農業生産組織の法人化等の促進を図る」 P.55 Ⅳ基本計画[Ⅲ]魅力と賑わいの生まれる村 1.地域資源を活かした村づくり (1)農林水産業の振興 ③施策の方向と具体的内容 <農業> 「・高齢化が進む農業を継承していくために、中長期的な視点に立って次世代の担い手育成のための施策を検討する必要がある。そのため農業の生産基盤を再整備する必要がある。 ・例えば、農地の再整備や経営の共同化、農業生産組織の法人化などにより、意欲ある農家の育成・存続、土地の集約化による経営規模の拡大や多角化などの構造改革を進め、農家が農業収入だけで生計を立てることのできる基盤や環境づくりを推進していく。」						
●『村民の帰村に向けた復旧計画(第二次)』: P.11 3.村の分野別状況の取組み ②農林水産業の再生 「○ 田畑における営農再開 旧緊急時避難準備区域においては、平成25年から水稻作付けを再開し102ha/410haを作付けする。平成29年においては、193ha/410ha作付。今後農地の再整備のためのほ場整備の実施も本地区において計画されております。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<平成30年度> 土地の調査、測量、造成工事、穀類乾燥調製施設(ミニライスセンター)建築(基幹事業)						
<平成31年度> 引き続き運用						
地域の帰還環境整備との関係						
ミニライスセンターの整備により農業生産の効率化を図り、農家の営農を支援することで村の農地保全を進める。また、長期避難で管理ができず乾燥調製施設が故障してしまった農家にミニライスセンターを利用してもらうことで、農家の営農再開に掛かる負担を減らす。また、集落営農組織の支援をする。						
関連する事業の概要						
・「避難からすぐに帰還しない農家の農地を保全管理耕作するものへの支援」事業						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名		穀類乾燥調製施設(ミニライスセンター)整備事業				
交付団体		福島県				
基幹事業との関連性						
営農の利便性の高い土地を造成し、穀類乾燥調製施設(ミニライスセンター)を整備する。						